

令和8年度 香南市放課後児童健全育成事業

コスモス学童クラブ

入会案内



＜問い合わせ先＞

コスモス第一学童クラブ

〒781-5452 香南市香我美町下分742

TEL 080-5226-4024

✉️ cosmos1jc@ma.pikara.ne.jp

コスモス第二学童クラブ

〒781-5452 香南市香我美町下分750-1

TEL 090-9282-9756

✉️ cosmos2jc@ma.pikara.ne.jp

香南市教育委員会 こども課 こども係

〒781-5292 香南市野市町西野2706

TEL 50-3021

1. 学童クラブとは…

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学1～6年生の児童に対し、授業の終了後などに適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

コスモス学童クラブは保護者会が香南市から委託を受け実施しています。

開設場所 : コスモス第一・第二学童クラブ

香南市香我美町下分742、750-1（香我美小学校グラウンド内北東）

TEL 080-5226-4024（第一）090-9282-9756（第二）

募集人数 : 75名

開設期間 : 令和8年4月2日（木）～令和9年3月31日（水）

※4月1日（水）は新年度準備のため休会とします。ご了承ください。

※新1年生につきましては、新たな小学校生活への不安などもあると思いますので、入学式後からの利用とされるなど、ご家庭での配慮をお願いします。

開設時間 : 学校のある日…下校～18時

1日開設日〔長期休み（春・夏・冬休み）、学校代休日、毎月第一土曜日〕

…8時～18時

※18時30分まで延長あり。

延長料金がかかります（P.6を参照）

休会日 : 土曜日（第一土曜日を除く）・日曜日

国民の祝日に関する法律に定める休日

4月1日（水）新年度準備のため

12月29日（火）～翌年1月3日（日）

※臨時休会については随時連絡します。

家庭保育協力日 : 8月13日（木）・14日（金）

（お盆期間：ご家庭で保育可能な場合はご協力お願いします）

支援員 : 常勤支援員7名及びアルバイトほか



2. 入会の申込について

入会基準 :

【1・2年生】

■常態として放課後（夏休み入会の場合は8時～18時）に児童を保育できない時間帯のある家庭。ただし、14時までに勤務が終了する方や就労日数が週3日未満の方、1日の勤務時間が4時間未満の方は原則入会できませんので、ご了承ください。

【3年生以上】

■常態として放課後（夏休み入会の場合は8時～18時）に児童を保育できない時間帯のある家庭。ただし、15時までに勤務が終了する方や就労日数が週3日未満の方、1日の勤務時間が4時間未満の方は原則入会できませんので、ご了承ください。

【共通事項】

■令和8年度に香我美小学校に学籍のある1～6年生の児童。

※1年生から順番に、入会基準を満たす児童の入会決定を行います。募集人数を超える決定を行うことになる学年から、入会審査選考基準に基づき、選考を行いますので、学年や就労状況などにより入会できない場合がありますので、ご了承ください。

受付期間 : ■ 4月入会…令和8年1月5日（月）～16日（金）

■途中入会…随時受付（ただし、空きがある場合に限ります）

※入会月の前月15日までに申込をしてください。

受付場所 : ■香南市教育委員会こども課（市役所6階）

月～金曜日 8時30分～17時15分

■コスモス第一・第二学童クラブ

・学校のある日…14時～18時30分 ・1日開設日…8時～18時30分

入会決定 : ■ 4月入会…令和8年2月下旬頃（2つのクラブに振り分けさせていただきます）

■途中入会…随時（ただし、空きがある場合に限ります）

提出書類 : ①入会申込書（裏面の「個人情報の取り扱いや利用等に関する同意書」を含む）

②審査・選考に必要な書類一式（P.3とP.4をご覧ください）

放課後にご家庭で保育できることの確認書類です。父母及び令和8年4月1日

時点で18歳以上65歳未満の同居（★）の兄姉・祖父母・叔（伯）父・叔

（伯）母等の就労等に関する必要書類の提出が必要です。

★「同居」とは、生計の同一の有無あるいは扶養の有無は関係なく同一家屋に居

住していることをさします。同一敷地内に別家屋で祖父母・叔（伯）父・叔

(伯) 母等が居住している場合も「同居」とみなしますので、就労等に関する必要書類の提出をお願いします。

審査・選考に必要な添付書類一覧

就労等に関する必要書類

類型	必要な添付書類（すべて）		
就労	被雇用者	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 出勤簿やタイムカードの写し ↳（※変形・裁量労働制の方のみ）	就労証明書は証明日から3か月以内のもの
	自営業	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 自営業の証明 （営業許可証、確定申告書等、営業の確認ができる書類の写し）	変形労働制…シフト・不規則・夜勤労働等の方 裁量労働制…労働者が自身の裁量で勤務時間を管理されている方 就労実績の確認のため、直近3か月（令和8年4月入所希望の方は、令和7年10・11・12月）の出勤簿やタイムカード等の写しを添付
	内職	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> タイムスケジュール （※申立書裏面） <input type="checkbox"/> 内職の分かる資料 （委託契約書、発注書、委託費振込通知書の写し等）	
就学又は職業（技能）訓練	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 在学証明書、学生証 等 <input type="checkbox"/> 就学時間の分かるもの（※時間割等）		
求職活動	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 求職活動中であることの確認できる書類 （※ハローワーク受給者票の写し、雇用保険受給者証等）		
出産	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 就労証明書 （※復職予定日の記載が必要） <input type="checkbox"/> 母子手帳の写し		母子手帳の写しは • 母の氏名 • 出産予定日 が記載されたページ
疾病等	入院疾病	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 診断書（※市指定、または同内容を具備するもの）	
	障害等	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し	
	介護・看護	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> タイムスケジュール （※申立書裏面） <input type="checkbox"/> 介護・看護の状況が分かるもの	介護・看護の状況が分かるものとしては、障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し等が含まれます。
災害	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書		
その他上記に類する状態として市が認める場合	<input type="checkbox"/> 状況が分かるもの		

児童に関する必要書類（該当する場合のみ）

項目	必要な添付書類
障がいを有する児童	• 身体障害者手帳や療育手帳等の写し • 証明日から3か月以内の診断書もしくは意見書 ※上記のいずれか1つで可 ※特別支援学級または通級指導教室に通っている場合はその旨を入会申込書へ記載
配慮が必要な疾病等を	• 証明日から3か月以内の診断書もしくは意見書

有する児童	※小学校において医療的ケアの実施を受けている場合は、入会申込書にその旨を記載
社会的擁護が必要な児童	・市健康対策課長等が発行した社会的擁護が必要なことが記載された意見書

世帯に関する必要書類（該当する場合のみ）

項目	必要な添付書類
ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証、ひとり親家庭医療費受給者証、国民年金証書（遺族基礎年金）のいずれかで、受給種別及び受給者氏名の分かるページの写し、または戸籍謄本・抄本（離婚日・死別日記載のもの）の写し
単身赴任世帯	就労証明書に就労先住所が明記されていること

③第一土曜日利用希望届（希望者のみ）

※就労証明書に土曜日も勤務があることを明記されたものを提出してください。

④長期休暇（夏休みのみ）について

夏休み期間に休会する児童がいるなど空きが出た場合に申込みを受付し、選考にて決定いたします。

◎備考・注意

- ・兄弟姉妹で申込される場合は証明の必要な世帯員1人につき1部の提出でかまいません。
- ・就労証明書に関しては、勤務先で記入していただいてください。証明の押印は不要です。記入内容について勤務先に問い合わせることがあります。予めご了承ください。
- ・就労証明書に関する申出書に関しては、令和8年度特定教育・保育施設（保育所等）への入所申請等に添付する就労証明書を提出しており、その提出済みの就労証明書を代わりとする場合に提出してください。この申出書内の下段「注意事項等」を必ず確認してください。
- ・夜勤就労の場合、翌日の終業時間に休息時間（9時間）を加えた時間が、1～2年生は14時を超える、3年生以上は15時を超える場合において、夜勤明けの日を就労日とします。
- ・育児休業中（両親とも育休取得の場合も同様）及び求職中の方は、定員（複数の児童クラブがある小学校ではその定員の合計）に10%以上の空きがある場合は入会することができます。
- ・育児休業中で、令和8年4月入会を希望の方は、同年5月14日までに復職（現場復帰）することを条件として、申込できます。入会決定後、育児休業延長により同年5月14日までに復職されていない場合は、同年5月31日をもって退会となります。なお、途中入会の場合は、入会月の翌月14日までに復職することを条件とし、復職されていない場合は、入会月の月末をもって退会となります。
- ・転入予定で入会申込をされる方は、令和8年4月1日までに香南市へ転入することが条件となります。期日までに転入ができない場合は、入会決定を取り消します。
- ・有期雇用の方、または職業（技能）訓練を受講されている方は、雇用（受講）期間終了後の月末までに雇用期間を延長（更新）した就労証明書、もしくは新たな就労証明書の提出、または、求職活動の申立書を提出してください。
- ・入会申込受付期間中に就学中で、令和8年3月31日までに卒業する場合は、同年4月30日までに就労証明書を提出してください。
- ・学童クラブの保護者負担金を滞納している世帯は、入会申込書提出後に面談等を実施させていただきます。面談が実施できない場合は、入会審査において不利になる場合があります。
- ・内容に不正が認められた場合は、入会決定を取り消すことがあります。
- ・入会申込書提出以降、内容に変更が生じた場合等は、年度途中で再提出をお願いすることができます。予めご了承ください。

3. 学童クラブでの生活について

①方針

心和む雰囲気のなかで情緒の安定を図り、基本的な生活習慣を身につけることを目指します。
遊びや集団活動を通じて豊かな情操や自主性、創造性、社会性のある子どもを育てます。

②コスモス学童クラブでの1日の流れ

■学校のある日

下校 16:00	受け入れ おやつ 学習 遊び	…あいさつ、健康状態のチェック、出欠確認 …自主的に取り組めるよう習慣づけ …自由遊び 屋内：読書、パズル、ぬり絵、ゲームなど 屋外：サッカー、野球、一輪車、鬼ごっこなど
17:30	帰りの準備	…自分の持ち物を整理して迎えを待つ
18:00	延長保育	…随時帰宅
18:30	閉所	

■1日開設日

8:00	受け入れ	…あいさつ、健康状態のチェック
9:00	遊び	…出欠確認、今日の予定を説明 …自由遊び 屋内：読書、パズル、ぬり絵、ゲームなど 屋外：サッカー、野球、一輪車、鬼ごっこなど
10:30	学習	…自主的に取り組めるよう習慣づけ
12:00	昼食	…お弁当
	休息	…映画鑑賞、読書、お昼寝など各自が室内にて静かな時間を過ごす
14:00	遊び	…自由遊び ※夏休みは室内にて過ごす
15:00	おやつ	
16:00	遊び	…自由遊び
17:30	帰りの準備	…自分の持ち物を整理して迎えを待つ
18:00	延長保育	…随時帰宅
18:30	閉所	



※令和7年度の夏休みは、バスでの遠足・ビーズや海の物を使った工作・防災学習・プロマジシャンによるマジックショーなどを行いました。その他、冬・春休みについてもbingo大会・ミニ運動会・ラワンの種飛ばし・進級祝いなどのイベントを予定しています。

※屋外遊びについては、安全に配慮しその時の気温や天候などを確認しながら行います。

③お弁当が必要な場合について

1日開設日や学校が午前中で終わり給食がない場合などは、必ずお弁当・水筒を持たせてください。

④学童クラブでの学習について

学童クラブは学校や塾ではありません。支援員ができるのは学習の声掛けや見守りまでです。

子どもが意欲的に学習できるよう、宿題などには保護者の方が目を通してあげてください。

⑤ご家庭と学童クラブとの連絡について

欠席や帰宅時間などの連絡については、おぼこいすや電話などでお知らせください。

学童クラブの利用についてはご家庭でよく話し合っておいてください。

特に1年生の最初の頃は、学童に寄らず帰宅してしまった、バスに乗って友達宅へ遊びに行ったなどにより所在の確認ができないという事例が発生しています。

担任の先生や支援員との連絡を取り合いながら、児童の安全確保に努めましょう。

欠席する場合は保護者からの連絡をお願いします。連絡がない場合は、携帯電話や勤務先に連絡させていただきます。なお、児童の口頭での欠席連絡は認められません。

⑥第一土曜日の開設について

利用にあたっては「第一土曜日利用希望届」の提出をお願いします。お弁当、水筒、学習道具を持ってきてください。利用される場合は前日までに学童クラブへ連絡してください。

※月額保育料とは別に日額料金が発生します。（P.7を参照）

※令和9年1月2日（土）は、休会日です。

⑦その他

学童クラブの施設・備品などを破損された場合、原則として当事者の実費弁償となります。

危険な行為・行動については指導を行いますが、その中でもトラブルやケガを完全に回避する事は困難です。遊びや生活を通して児童の主体性を尊重し見守りを行う場所である事をご理解のうえ、学童クラブを利用していただくようお願いします。

また、他人に迷惑をかける行為や言動などを確認し、学童クラブの運営に支障をきたすと

判断した場合は、退会していただく場合がありますのでご了承ください。

4. 学童クラブの運営について

コスモス学童クラブは香南市からの委託を受けて、保護者と支援員で運営を行っています。

遊びや生活の場を通して子どもたちが安心して、楽しく過ごすことのできる環境をつくっていくために、家庭・学校・学童クラブの連携が重要です。保護者の皆様のご協力をよろしくお願いします。また、学童クラブは保護者が就労などのため家庭で保育ができない代わりの居場所を提供し、見守りを行うところです。



5. 保護者負担金等について

①保護者負担金（ただし、夏休みについては空きがある場合のみ受入）

月額	8月以外	6,000円（内基本保育料4,500円）
	8月	10,000円（内基本保育料9,000円）
夏休みのみ利用		12,000円（内基本保育料10,000円）
日額	第一土曜日	650円（内基本保育料600円）
延長料金		18時から18時30分まで…100円

■支払について…高知県農協の口座からの振替となります。振替日は毎月10日（10日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。事前に通帳残高の確認をお願いします。

入会決定後に口座振替依頼書（高知県農協のみの取り扱い）を提出いただきます。

※継続児で口座内容に変更のない方は提出不要です。

■残高不足などで口座振替できなかった場合は、翌月に合算額を振替させていただきます。

■おやつ代は保護者負担金に含まれています。

※滞納されますと学童クラブの運営に支障をきたしますので、やむを得ず退会していただくことがあります。

※欠席や休会した場合でも、保護者負担金は発生します。（0円にはなりません）

②スポーツ安全保険料（途中入会の場合も同額）

年額 800 円

学童クラブに安心して参加いただくために、万が一のけがや賠償責任の事故への備えとして、

スポーツ安全保険へ加入をします。入会決定後お支払いください。

※けがにより通院、入院となった場合は日額で定額が支払われます。

小学校で掛けている保険とは異なりますので、医療費受給者証が使用できます。



③その他

教材費など必要なものは実費負担をいただく場合があります。

6. 各種手続き関係

※各様式は学童クラブで配布・受付しております。

①退会する場合

「退会届」を退会する月の前月20日までに提出ください。「退会届」を提出されませんと、保護者負担金がかかり続けますのでご注意ください。

離職、18歳以上65歳未満の兄姉・祖父母・叔（伯）父・叔（伯）母などとの同居開始、産休（※1）・育休（※2）などにより就労状況や家庭状況が変わり、入会基準に該当しなくなった場合は、速やかに退会の手続きをお願いします。

なお、一度退会された後に再度の入会を希望されましても、定員を満たしているため入会できない場合がありますので、ご注意ください。

※1…出産の場合、産後8週に達する日を含む月の月末まで在会することができます。

※2…育休中（両親とも育休取得の場合も同様）及び求職中の方は、定員（複数の児童クラブがある小学校ではその定員の合計）に10%以上の空きがある場合は入会することができます。また、求職中の方は入会及び離職後、3ヶ月が経過する月の月末まで在会することができます。

***保育料未納が有る場合、退会届提出時に全額支払いをお願いします。**

②休会する場合

【夏休み休会の場合】 設定した休会期間に応じて保護者負担金の徴収をします。

8月に一日も利用されない場合は、保護者負担金は徴収いたしません。

【夏休み以外に休会される場合】 保護者負担金の免除・還付等はありません。（全額徴収）
休会し始めた日から連続して3ヶ月休会が続いた場合は、原則として退会となります。

夏休み休会を希望される方は、6月上旬に案内を配布いたしますので、「夏休み休会届」を提出してください。

その他の事情で休会を希望する場合は、学童クラブまたはこども課へ相談してください。

③保護者負担金減免申請

下記対象世帯に該当する場合は保護者負担金の内基本保育料部分（おやつ代、延長料金等は除く）が減免されます。

■対象となる世帯及び基本保育料の減免額

対象世帯	基本保育料減免額（年額）
生活保護法の規定により保護を受けている世帯	基本保育料全額
令和8年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	20,000円×在会月数/12 100円未満四捨五入
就学援助費を受給している世帯	
その他、特別の事情により教育委員会が特に必要と認める世帯	市長の定める額

■申請手続き

6月上旬頃に申請方法について案内を配布いたします。

6月以降の入会で、上記対象世帯に該当する方は速やかにお申し出ください。ただし、当該年度中の申請に限ります。また、夏休み休会で保護者負担金の徴収がない月は、在会月数には含みません。

④利用内容を変更される場合

利用内容の変更などは毎月20日までに届け出いただければ翌月から対応できます。

⑤就労状況（場所や時間）などに変更があった場合

速やかに就労証明書などを再提出ください。様式は学童クラブにあります。

就労状況などの変更につきまして、ご本人からの申請がない場合、こども課より問い合わせをさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

また、就労状況等に変更が発生して90日以内に必要書類の提出のない場合は、退会していただく場合がありますので、ご注意ください。

⑥求職活動になった場合

離職した（する）日から90日以内に申立書を提出してください。

離職後、90日が経過する日の月末まで在会することができます。また、定員（複数の児童クラブがある小学校ではその定員の合計）に10%以上の空きがある場合は、申請により1回に限り、さらに90日延長可能とします。この期間内に就労証明書の提出がない場合、もしくは他の入会理由がない場合は退会となります。

7. 緊急時の帰宅方法・臨時休会等について

地震・台風・大雨災害などの自然災害等が発生、あるいは発生することが予想される場合、学童クラブでは子どもたちの安全を確保し、事故を未然に防ぐために下記の方法により対応します。ご理解ご協力ををお願いします。 ※地震の場合は状況により対応が変わることがあります。

※連絡帳支援システムより必要な情報を配信しますので、メールアドレスの登録にご協力ください。

登録方法などの詳細につきましては、入会決定後にご案内させていただきます。

原則、学校が臨時休校の措置をとった場合、児童クラブは休会とします。

また、それ以外の場合は以下のように対応します。

①学童クラブへ来る前（学校管理下にある時）に自然災害などが発生、あるいは発生することが予想される場合

→午前中に一斉下校の指示があれば、学童クラブは休会します。

→給食後の一斉下校の場合は、状況に応じて開設・休会の判断をし、連絡帳支援システムにてお知らせいたします。ただし開設した場合でも、できるだけ早く保護者等のお迎えをお願いいたします。

②学童クラブに来た後に自然災害などが発生、あるいは発生することが予想される場合

→教育委員会の判断により早めに帰宅させます。ただし、帰すことがかえって危険を伴うと判断される場合は児童クラブで待機させます。その場合は必ず18時（延長保育利用者は18時30分）までにお迎えに来ていただくようお願いします。

③インフルエンザ等集団感染のため臨時休校、学校閉鎖、学級・学年閉鎖となった場合

→臨時休校、学校閉鎖の場合は学童クラブも休会します。

学級・学年閉鎖の場合はその学級・学年の児童はお休みとします。

（学童クラブには寄らずに帰宅）

※学校の判断で下校時間が早まった場合等、状況に応じて休会の判断をします。その場合は、連絡帳支援システムにてお知らせします。

④1日開設日(学校のない日)に自然災害などが発生、あるいは発生することが予想される場合

→午前7時時点で高知県中部に暴風警報が発令、または発令されると予想される場合は休会とし、連絡帳支援システムでお知らせします。



メモ





※この入会案内は申込の前によく読み、年度末まで大切に保管してください